

## 夫・妻の不倫相手に慰謝料請求できる？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、配偶者が不倫をした場合、配偶者に対してではなく、その不倫相手に対して、慰謝料を請求できるのか、というお話をさせていただきます。

ところで、そもそも不倫をどうやって証明するのか、というのは別の動画を作っておりますので、そちらもご覧ください。

<https://youtu.be/1OvfSvh1sRM>

さて、慰謝料の請求というのは、悪いことをされて、自分が精神的な苦痛を受けた場合に、それをお金に換算して、損害を賠償しなさい、と請求するものです。

そして、自分の配偶者が不倫をしたという場合、原則として、不倫をした配偶者に対して慰謝料を請求できるだけでなく、その不倫相手にも慰謝料を請求できます。

この場合、専門用語で「共同不法行為」というのですが、配偶者とその不倫相手が、自分に対して、共同して、悪いことをした、だからその両方に慰謝料を請求できるということになります。

また、この場合、配偶者と不倫相手は、専門用語で「連帯債務」を負うことになりますので、配偶者だけに請求してもいいし、不倫相手だけに請求してもいいし、双方に請求してもいい、ということになっています。もっとも、請求できる上限は、客観的な慰謝料の額となります。

例えば、仮に、不倫による慰謝料の客観的な金額を200万円としますと、配偶者に200万円を請求してもいいし、不倫相手に200万円を請求してもいいし、双方に100万円ずつ請求してもよいのですが、いずれにせよ200万円を受け取ったらもうそれ以上は請求できない、ということになります。

ですので、不倫相手だけに慰謝料を請求したいという方もよくおられます。

ただし、例外もありまして、1つは、夫婦がものすごく仲が悪くなっていて、婚姻関係が破綻した状態になっていて、その後に配偶者が別の方と交際したという場合は、慰謝料は請求できないことになります。

また、もう1つは、不倫相手が、全く過失なく、不倫だと知らなかった場合です。すなわち、不倫相手が、配偶者の方のことを独身だと思っていた、そしてそう思うことについて過失がないような場合は、過失がないので、慰謝料を支払う義務を負わないということになります。

ですから、不倫相手がこのように弁解してきた場合には、配偶者の方の年齢や、メッセージのやりとりなどから、不倫相手が、配偶者が独身でないと知っていたということを証明していくことになります。

そして、配偶者が不倫をして、結局それが原因で離婚することになったという場合、配偶者に請求できる離婚の慰謝料というのは、通常200万円から300万円となることが多いです。

しかし、配偶者と離婚した場合、配偶者の不倫相手にも、配偶者に対するのと同じような金額、すなわち、200万円から300万円請求できるのか、という問題があります。

これに関して、平成31年2月19日の最高裁判所の判決があり、この判決の解釈をめぐって、少し考え方が割れているところもあるようなのですが、不倫相手も、不倫だと知ってある程度の期間交際していて、結局不倫が発覚して離婚したというのであれば、不倫相手にも同じように200万円前後請求できるのは変わらないかなと個人的には思っております。

他方で、配偶者の不倫は発覚したのだけれども、配偶者と離婚しない場合、配偶者の不倫相手に請求できる慰謝料は100万円前後とされることが多いです。これは、言い方は悪いのですが、結局離婚しないため、離婚したら配偶者に請求できた分は請求できないということで、半分にされているという考え方によるものです。